

公益社団法人北海道社会福祉士会会員の入会及び退会に関する規則

規則第1号
2013年4月1日制定
2015年6月6日一部改正

第1章 目 的

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第5条及び第6条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会基準等の基本的事項を定めることを目的とする。

第2章 正 会 員

(正会員の入会基準)

第2条 本会の正会員は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「社会福祉士法」という。)第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、北海道内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者であること。

(2) 所定の会費を本会に対して納入すること。

(正会員の入会申込)

第3条 本会への入会は、別紙第1号様式による入会申込書によって行われなければならない。

(正会員の退会申込)

第4条 本会の退会は、退会届(第3号様式)により行う。

2 本会定款第8条第2項に規定する所定の手続きは、次のとおりとする。

(1) 会費未納分を精算すること

(2) 成年後見等の受任中である者は、全て後任に引き継ぎを行うこと

(3) 本会に関する事務の引継ぎを行うこと

第3章 賛 助 会 員

(賛助会員の入会基準)

第5条 定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

(1) 本会の目的に賛同し、本会の事業推進を援助すること。

(2) 個人の場合は、社会福祉士法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者でないこと。

(3) 本会理事会において、賛助会員として適切であると承認を

受けること。

(4) 所定の会費を本会に納入すること。

2. 前項第2号により入会しようとする者は、入会後に社会福祉士法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた場合は、賛助会員を退会した上で第2条に規定する正会員として改めて入会しなければならない。

(賛助会員の入会申込)

第6条 本会への入会は、別紙第2号様式による入会申込書によって行われなければならない。

(賛助会員の退会申込)

第7条 本会への退会は、別紙第3号様式による退会届によって行われなければならない。

第4章 補 則

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、入会及び退会に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第9条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、本会設立の日から施行する。
2. この規則の施行の時点で既に本会に入会することを承認されている者は、この規則の適用があったものとみなす。

附 則

1. この規則は、2015年6月6日から施行する。